

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、浜響後援会「アンダンテクラブ」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は公益財団法人浜松交響楽団(以下「楽団」という。)の諸活動を支援し、地域の音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を、楽団事務局内に置く。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(会計監査)

第5条 本会の会計監査は、楽団の監事が楽団の事業監査を実施する際に併せて実施することとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 友の会々員
- (2) 個人会員
- (3) 法人会員

(会費)

第7条 年会費を次の通りとする。

- | | | |
|-----------|----|---------|
| (1) 友の会々員 | 1口 | 3,200円 |
| (2) 個人会員 | 1口 | 5,000円 |
| (3) 法人会員 | 1口 | 20,000円 |

2 会費は、毎年度はじめに会員の指定する口座から自動的に引き落とすこととする。

(会員の特典)

第8条 会員は次の特典を有する。

- (1) 毎年2回開催される定期演奏会の指定席券(友の会々員および個人会員は1口あたり1名分、法人会員は1口あたり2名分)が、演奏会に先だって会員の指定する住所に郵送される。
- (2) 機関誌「ANDANTEはままつ」が、会員の指定する住所に郵送される。

(会員名の掲載)

第9条 会員名を、演奏会プログラム等に掲載することがある。

2 前項の実施にあたって、会員から会員名の掲載を望まない旨の申し出があった場合は、該当する会員名は掲載せず匿名扱いとする。

(入会・退会)

第10条 本会への入会は、楽団事務局に入会届を提出し、受理された時点で成立する。

- 2 年度途中で入会する場合は、第7条に定めた年会費を納め、第8条に定めた特典のうち入会後に発生するものを有することとする。
- 3 本会から退会する場合は、退会する旨を、会員本人から楽団事務局に電話または文書にて届け出ることとする。
- 4 退会は、原則として退会の届け出があった年度の終了時とし、その年度分の会費払い戻しは行わない。
- 5 年度末までに会員から退会の届け出がない場合は、会員資格が次年度も継続されるものとする。
- 6 年会費の入金督促にもかかわらず入金がない場合は、本会を退会したものとみなす。

(規程の改廃)

第11条 この規約の改廃は、公益財団法人浜松交響楽団理事会の決議を経て行なう。

付則 この規約は平成27年8月1日より施行する。